

自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。2025年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産及び前払年金費用が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2025年度における自己資本比率は、13.22%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.70%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会で協議検討を

行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」及び「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上又は担保・保証等により保全されていない額が5千万円以上の債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法(DCF法)により算出しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー
株式会社 格付投資情報センター(R&I)・株式会社 日本格付研究所(JCR)
- 海外中央政府または海外企業向けエクスポージャー
ムーディーズ・レーティングス(Moody's)
- 上記に当てはまらない格付が付されているエクスポージャーは当該格付

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引

の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券(国債)、保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・その他民間保証等、その他非担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・その他民間保証等は法人等エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップがあります。

派生商品には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引に

おける保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、金利関連取引については、資金運用基準の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫ではオリジネーターとして株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が組成した「シンセティック型CLO」に参加していますが、地元の事業者向けに資金調達手段の多様化に応じるために取扱っているもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質が異なるものです。したがって、採上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理を行っております。

また、投資家としての証券化エクスポージャーを保有することがありますが基準日時点の残高はございません。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて統合リスク管理委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

オリジネーターとしての証券化取引における証券化エクスポージャーの算出にあたっては、「シンセティック型CLO」において日本公庫と当金庫が締結したクレジット・デフォルト・スワップ契約に定められた貸付債権のデフォルトリスクのみを対象として算出しております。

投資家としての証券化取引については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的なリスク特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行うなど適正な運用・管理を行っております。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

(5) 子法人等及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

①国内法人又は国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー

●株式会社 格付投資情報センター(R&I)

●株式会社 日本格付研究所(JCR)

②海外中央政府又は海外企業向けエクスポージャー

●ムーディーズ・レーティングス(Moody's)

③上記に当てはまらない格付が付与されている証券化エクスポージャーは当該格付

(8) 定量的な情報に係る重要な変更

該当ありません。

6-2.CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

派生商品取引について、「簡便法」を採用しCVAリスク相当額を算出しております。

(2) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、大部分を対金融機関取引が占めており、全体のリスク・アセットに占める割合は相対的に低く、影響は限定的であると考えております。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針」「オペレーショナル・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーショナル・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を定め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めております。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、当金庫では監査部門が、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、営業部店においては、事務統括部による事務検査、本部においては部内検査を実施しています。

一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、及び金融商品要素（FC）の3つを合計してBI（事業規模指標）を算出しております。

(3) ILMの算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合、信金中央金庫等への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「資金運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産・分散投資の一つとして位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

9.金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量とリスク限度額の管理をしております。

加えて、預貸金・有価証券を中心とした金利リスクを有する資産・負債を対象に経済的価値の変動(ΔEVE)や損益の変動額(ΔNII)についてモニタリングを行っています。リスク量の状況については統合リスク管理委員会で協議検討をするともに、定期的に経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIについて
流動性預金については、金融庁が定める保守的な前提に基づき、コア預金を算定し、金利改定の満期を割り当てております。流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年となっております。固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮して

おりません。複数通貨の集計については、ΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを単純合算しております。割引金利については、信用スプレッド等を含めず、リスク・フリーレートを使用しています。内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

当金庫の重要性テスト(ΔEVE/自己資本の額)の結果は基準値である自己資本の20%以内に収まっております。

- 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
自己資本の充実度評価、有価証券ポートフォリオに対するリスク管理の一環として、ストレス事象を想定した影響評価を実施しております。金利リスクや為替リスク、価格変動リスク、市場性信用リスクなど、ポートフォリオに内包するリスクファクターごとにリスクを測定し、経済価値変動や期間損益への影響を定期的にモニタリングし、管理に活用しています。
内部管理上、分散共分散法によるVaRを計測しております。信用リスクやその他のリスクとともに統一的な尺度を用いて、リスクを計測し、資本配賦の枠組みによるリスク管理に活用しています。

Ⅱ.連結における事業年度の開示事項

1.連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。

- 浜松いわたビジネスサービス株式会社
- はましんリース株式会社
- 浜松いわた信用保証株式会社

詳細については、32ページをご参照下さい。

- (3) 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- (5) 連結グループ内の資産及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。2025年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積み上げによるもの

及び一般貸倒引当金が該当します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産、退職給付に係る資産が該当します。

3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

2025年度における自己資本比率は、13.56%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、浜松磐田信用金庫の経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスポージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.70%と連結グループの自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「Ⅰ.単体における事業年度の開示事項」と同様です。

自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

I.単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	181,539	185,557
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,242	2,216
うち、利益剰余金の額	179,409	183,451
うち、外部流出予定額 (△)	111	110
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,910	2,438
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,910	2,438
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	185,450	187,996
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	72	65
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	72	65
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	2,017	2,265
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,089	2,330
自己資本		
自己資本の額 [(イ)－(ロ)] (ハ)	183,360	185,666
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,330,154	1,359,327
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	43,096	44,108
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,373,251	1,403,435
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 (ハ)／(ニ)	13.35%	13.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	1,330,154	53,206	1,359,327	54,373
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,232,147	49,285	1,274,348	50,973
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	110	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	2,663	106	1,235	49
地方三公社向け	47	1	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	95,496	3,819	84,313	3,372
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,296	891	25,547	1,021
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	456,935	18,277	470,148	18,805
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	118,267	4,730	126,104	5,044
トランザクター向け	2,180	87	1,934	77
不動産関連向け	357,649	14,305	386,990	15,479
自己居住用不動産等向け	234,035	9,361	238,297	9,531
賃貸用不動産向け	116,953	4,678	142,208	5,688
事業用不動産関連向け	2,560	102	2,753	110
その他不動産関連向け	4,099	163	3,731	149
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	35,999	1,439	26,944	1,077
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,403	216	5,047	201
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	119	4	99	3
信用保証協会等による保証付	4,888	195	5,752	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,748	749	29,649	1,185
上記以外	135,817	5,432	137,961	5,518
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,277	2,251	56,280	2,251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,958	758	18,612	744
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,675	187	4,406	176
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	55,906	2,236	58,662	2,346
②証券化エクスポージャー	425	17	865	34
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	425	17	865	34
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	97,240	3,889	82,145	3,285
ルック・スルー方式	97,240	3,889	82,145	3,285
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1/10パーセントで除して得た額（簡便法）	341	13	1,968	78
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1/10パーセントで除して得た額	43,096	1,723	44,108	1,764
BI	28,730	—	29,405	—
BIC	3,447	—	3,528	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	1,373,251	54,930	1,403,435	56,137

- (注) 1.所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5.当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6.単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		延滞エクスポージャー	
			期末残高	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内			3,074,967	3,290,823	1,454,131	1,513,232	688,143	728,816	12,465	35,866	920,226	1,012,907	44,921	39,856
国外			134,682	147,988	2,425	2,289	81,435	95,078	—	—	50,822	50,620	—	—
地域別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	44,921	39,856
製造業			295,802	301,268	210,589	215,319	72,105	70,032	0	1	13,107	15,915	11,491	9,565
農業、林業			2,074	2,291	2,074	2,291	—	—	—	—	—	—	179	169
漁業			1,265	1,198	1,265	1,198	—	—	—	—	—	—	26	43
鉱業、採石業、砂利採取業			1,358	1,333	358	333	1,000	1,000	—	—	—	—	39	—
建設業			112,300	117,147	101,335	106,182	10,914	10,915	—	—	50	50	4,074	3,981
電気・ガス・熱供給・水道業			48,158	44,502	27,432	24,875	20,722	19,623	—	—	3	3	310	254
情報通信業			7,115	7,043	3,158	3,781	3,202	3,102	—	—	753	159	91	85
運輸業、郵便業			71,230	56,625	27,452	30,090	43,657	26,414	—	—	120	120	554	673
卸売業、小売業			115,697	119,433	106,303	110,481	9,009	8,859	—	4	384	88	5,121	4,416
金融業、保険業			1,038,744	1,146,240	16,156	16,275	113,033	104,603	12,427	35,859	897,126	989,501	2	—
不動産業			293,793	304,681	271,500	287,807	17,551	16,840	38	—	4,703	33	8,484	8,351
物品賃貸業			8,393	9,155	8,102	8,863	—	—	—	—	291	291	9	3
学術研究、専門・技術サービス業			9,921	9,992	9,921	9,992	—	—	—	—	—	—	23	20
宿泊業			2,603	2,399	2,603	2,399	—	—	—	—	—	—	182	177
飲食業			12,215	11,929	12,215	11,929	—	—	—	—	—	—	1,031	913
生活関連サービス業、娯楽業			27,579	24,485	27,574	24,480	—	—	—	—	4	4	2,807	1,305
教育、学習支援業			9,745	9,161	9,745	9,161	—	—	—	—	—	—	122	117
医療、福祉			63,418	64,323	63,018	63,923	400	400	—	—	—	—	2,463	2,332
その他のサービス			32,019	32,089	28,738	30,354	3,103	1,601	—	—	177	133	1,582	1,412
個人・地方公共団体等			476,886	563,288	35,163	35,121	441,137	527,453	—	—	585	713	—	—
国			474,645	502,280	474,645	502,280	—	—	—	—	—	—	6,166	5,883
その他			104,680	107,935	17,201	18,377	33,739	33,046	—	—	53,738	56,511	155	147
業種別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	44,921	39,856
1年以下			430,086	445,808	169,079	150,546	30,946	36,810	38	45	230,021	258,406	—	—
1年超 3年以下			362,169	471,098	85,756	122,549	118,086	244,794	16	—	158,310	103,754	—	—
3年超 5年以下			276,086	302,552	107,832	133,545	112,220	101,263	—	—	56,033	67,743	—	—
5年超 7年以下			234,685	199,234	114,730	82,658	92,400	112,227	—	1,846	27,554	2,502	—	—
7年超10年以下			319,338	278,087	148,474	152,910	134,006	66,532	808	576	36,050	58,067	—	—
10年超			1,131,789	1,154,175	804,211	846,472	281,919	262,266	11,602	33,397	34,055	12,038	—	—
期間の定めのないもの			455,493	587,854	26,470	26,838	—	—	—	—	429,022	561,015	—	—
残存期間別合計			3,209,649	3,438,811	1,456,556	1,515,522	769,578	823,894	12,465	35,866	971,048	1,063,528	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
4. 上記の主なエクスポージャー区分における「その他」は、上記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。
- 具体的には株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	4,134	3,910	—	4,134	3,910
	2025年度	3,910	2,438	—	3,910	2,438
個別貸倒引当金	2024年度	10,954	10,952	379	10,574	10,952
	2025年度	10,952	12,434	425	10,527	12,434
合計	2024年度	15,088	14,863	379	14,708	14,863
	2025年度	14,863	14,873	425	14,438	14,873

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	10,852	10,861	9	1,565	10,861	12,427	0	0
国外	101	90	△ 11	△ 83	90	7	—	—
地域別合計	10,954	10,952	△ 1	1,482	10,952	12,434	0	0
製造業	2,362	2,086	△ 275	747	2,086	2,834	—	—
農業、林業	108	59	△ 49	0	59	59	—	—
漁業	1	1	0	0	1	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	△ 3	3	—	—	—
建設業	613	914	300	1,793	914	2,708	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	32	24	△ 7	82	24	106	—	—
情報通信業	2	6	4	△ 1	6	5	—	—
運輸業、郵便業	378	49	△ 329	123	49	172	—	—
卸売業、小売業	1,083	1,740	656	38	1,740	1,778	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,909	1,743	△ 166	196	1,743	1,940	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	62	1	△ 60	0	1	1	—	—
宿泊業	3	3	0	0	3	2	—	—
飲食業	174	164	△ 9	27	164	192	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,038	2,032	△ 6	△ 1,118	2,032	914	—	—
教育、学習支援業	73	55	△ 18	△ 2	55	52	—	—
医療、福祉	1,020	1,031	11	△ 288	1,031	742	—	—
その他のサービス	914	822	△ 91	△ 141	822	681	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	129	115	△ 14	27	115	143	0	0
その他	40	94	54	1	94	96	—	—
合計	10,954	10,952	△ 1	1,482	10,952	12,434	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.「その他」は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	21,083	—	21,083	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	—	9,971	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	149,991	3,000	149,991	300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	7,991	—	7,991	—	110	1
我が国の政府関係機関向け	41,485	—	41,485	—	2,663	6
地方三公社向け	243	—	238	—	47	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	368,551	157,745	368,551	69,148	95,496	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	618,153	100,447	603,652	13,773	456,935	74
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	178,278	322,819	168,615	17,498	118,267	64
トランザクター向け	1	262,924	0	5,518	2,180	40
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60
自己居住用不動産等向け	451,502	—	449,516	—	234,035	52
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88
事業用不動産関連向け	2,459	—	2,451	—	2,560	104
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,223	1,591	26,816	419	35,999	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,391	—	6,382	—	5,403	85
取立未済手形	598	—	598	—	119	20
信用保証協会等による保証付	108,591	8,012	107,914	833	4,888	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	18,748	—	18,748	—	18,748	100
合計					1,096,330	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2025年度					
現金	24,692	—	24,692	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	861,583	60,400	861,583	60,400	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	—	18,377	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	127,457	3,000	126,895	300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,201	—	3,201	—	100	3
我が国の政府関係機関向け	13,268	—	13,268	—	1,235	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	292,253	218,883	292,253	81,202	84,313	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,010	218,112	6,010	81,162	25,547	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	627,234	111,351	613,181	14,782	470,148	75
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	196,839	335,038	187,112	17,006	126,104	62
トランザクター向け	0	254,375	0	4,948	1,934	39
不動産関連向け	619,997	5,425	616,655	5,386	386,990	62
自己居住用不動産等向け	459,752	—	457,442	—	238,297	52
賃貸用不動産向け	153,254	3,521	152,282	3,514	142,208	91
事業用不動産関連向け	2,591	—	2,582	—	2,753	107
その他不動産関連向け	4,398	1,904	4,347	1,871	3,731	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	21,135	1,578	20,815	296	26,944	128
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,056	—	6,048	—	5,047	83
取立未済手形	498	—	498	—	99	20
信用保証協会等による保証付	106,860	7,759	106,061	803	5,752	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	21,889	—	21,889	—	29,649	135
合計					1,136,386	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
2024年度																
現金	21,083	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	150,291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	6,891	1,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	238	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	350,160	-	87,535	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,696	-	72,524	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	777	-	80,399	-	-	-	-	-	-	-	-	100,858	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	584	-	39,055	-	-	-	-	-	-	-	4,307	2,580	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,211	-	-	-	-	-	-	-	4,307	0	-	-	-
不動産関連向け	-	37	-	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	-	37	-	79,703	22,071	34,778	371	-	1,861	19,377	-	-	65,504	-	-	2,645
賃貸用不動産向け	-	-	-	14	-	9,188	-	3,900	-	-	187	13,575	-	835	7,640	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6,831	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	7	-	901	-	-	-	-	-	-	-	-	2,906	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	27	-	568	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	598	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	59,863	48,884	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	961,206	78,053	-	551,640	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,883	172,857	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,291
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	437,700
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	278,670	-	-	153,396	-	-	-	-	-	-	-	-	617,426
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	130,265	-	-	-	-	9,320	-	-	-	-	-	-	-	-	186,114
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,518
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	-	355	-	86,955	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,531	-	-	-	-	21,888	-	-	-	27,236
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,782	-	-	-	-	-	-	-	-	6,382
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,748
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,748	-	-	18,748
合計	164,452	197,203	-	278,670	13	355	169,036	86,955	2,104	-	-	24,573	18,748	-	-	2,920,981

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
2025年度																
現金	24,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	921,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	127,195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,201	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	911	12,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	277,303	-	96,141	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	6,042	-	81,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	701	-	79,667	-	-	-	-	-	-	-	-	95,370	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,398	-	48,210	-	-	-	-	-	-	-	3,779	3,983	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,169	-	-	-	-	-	-	-	3,779	-	-	-	-
不動産関連向け	-	39	-	84,731	22,076	43,045	369	3,667	1,829	18,585	90	13,706	63,544	809	13,112	2,529
自己居住用不動産等向け	-	39	-	84,720	22,076	34,000	369	-	1,829	18,585	-	-	63,539	-	-	2,529
賃貸用不動産向け	-	-	-	11	-	9,044	-	3,667	-	-	90	13,706	-	809	6,897	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6,214	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	20	-	842	-	-	-	-	-	-	-	-	2,906	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	24	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	1,045	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	49,342	57,522	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,148,027	73,064	-	491,826	22,076	139,186	369	3,667	1,829	18,585	90	17,486	166,851	809	13,112	2,529

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2025年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,692
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	921,983
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,377
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,195
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,201
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,268
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	373,455
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87,172
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	284,399	-	-	164,501	-	-	-	-	-	-	-	-	627,964
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	137,895	-	-	-	-	8,851	-	-	-	-	-	-	-	-	204,119
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,948
不動産関連向け	165,613	70,882	-	-	34	338	-	110,777	2,345	-	-	3,911	-	-	-	622,042
自己居住用不動産等向け	165,410	64,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457,442
賃貸用不動産向け	-	6,542	-	-	-	338	-	110,777	-	-	-	3,911	-	-	-	155,797
事業用不動産関連向け	202	-	-	-	34	-	-	-	2,345	-	-	-	-	-	-	2,582
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,219
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,399	-	-	-	-	15,942	-	-	-	21,111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,405	-	-	-	-	-	-	-	-	6,048
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,865
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,889	-	-	21,889
合計	165,613	208,778	-	284,399	34	338	179,168	110,777	2,345	-	-	19,853	21,889	-	-	3,092,712

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,616,518	249,113	90.082	1,749,703
40%～70%	386,584	255,738	10.981	392,724
75%	197,767	48,307	21.299	197,788
80%	—	—	—	—
85%	280,497	47,537	16.059	278,947
90%～100%	165,169	59,629	16.461	169,433
105%～130%	86,444	2,907	100.000	89,060
150%	24,575	1,081	33.771	24,574
250%	18,748	—	—	18,748
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,776,305	664,314	42.675	2,920,981

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,739,035	305,630	92.086	1,879,210
40%～70%	379,769	247,699	10.921	385,079
75%	208,841	67,923	17.623	209,328
80%	—	—	—	—
85%	286,260	51,619	15.369	284,620
90%～100%	174,584	67,002	14.708	179,602
105%～130%	111,119	2,462	100.000	113,122
150%	19,845	1,098	28.082	19,859
250%	21,889	—	—	21,889
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,941,345	743,436	45.871	3,092,712

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	117,135	171,205	165,624	164,617	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	9,267	32,672
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—
(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。		
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	12,466	35,866
(i) 外国為替関連取引	55	45
(ii) 金利関連取引	12,410	35,820
(iii) 金関連取引	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—
②長期決済期間取引	—	—
合計	12,466	35,866

担保の種類別の額	2024年度		2025年度	
自金庫預金	－		－	
	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	－	－	－	－
	2024年度		2025年度	
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	－		－	

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ.オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①原資産の合計額等

(単位：百万円)

	原資産の額	
	合成型証券化取引	
	2024年度	2025年度
事業性資金	874	2,240
合計	874	2,240

②原資産を構成するエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーの額等

該当ありません。

③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

(単位：百万円)

		2024年度	2025年度
当期に証券化取引を行った エクスポージャーの額		34	36
	事業性資金	34	36

④保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

		2024年度	2025年度
証券化エクスポージャーの額		34	36
	事業性資金	34	36

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

⑤保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2024年度		2025年度		2024年度		2025年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	34	—	36	—	17	—	17	—
事業性資金	34	—	36	—	17	—	17	—
合計	34	—	36	—	17	—	17	—

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。
2.「1,250%」欄は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

以下の項目は該当ありません。

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

ロ.投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	22,787	22,787	28,092	28,092
非上場株式等	15,877	—	15,886	—
合計	38,664	22,787	43,978	28,092

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	1,180	4,948
売却損	109	25
償却	121	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	1,289	3,463

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	279,088	184,287
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	13,818	10,272	—	—
2	下方パラレルシフト	—	92	939	5,286
3	スティープ化	19,516	17,215		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	19,516	17,215	939	5,286
		2024年度	2025年度		
8	自己資本の額	183,360	185,666		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ.連結会計年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
(コア資本に係る基礎項目) (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	186,815	191,071
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,677	2,651
うち、利益剰余金の額	184,249	188,530
うち、外部流出予定額 (△)	111	110
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,940	2,498
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,940	2,498
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	190,755	193,570
(コア資本に係る調整項目) (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	71	72
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	71	72
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,017	2,265
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,088	2,337
自己資本		
自己資本の額 [(イ)－(ロ)] (ハ)	188,666	191,232
(リスク・アセット等) (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,343,730	1,365,638
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	42,947	43,956
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,386,678	1,409,594
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ)／(ニ)	13.60%	13.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額^(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものではありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	1,343,730	53,749	1,365,638	54,625
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	1,245,723	49,828	1,280,658	51,226
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	110	4	100	4
我が国の政府関係機関向け	2,663	106	1,235	49
地方三公社向け	47	1	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	95,593	3,823	84,400	3,376
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	22,296	891	25,547	1,021
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	466,515	18,660	479,581	19,183
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	122,118	4,884	130,298	5,211
トランザクター向け	2,160	86	1,945	77
不動産関連向け	357,649	14,305	386,991	15,479
自己居住用不動産等向け	234,035	9,361	238,298	9,531
賃貸用不動産向け	116,953	4,678	142,208	5,688
事業用不動産関連向け	2,560	102	2,753	110
その他不動産関連向け	4,099	163	3,731	149
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	36,561	1,462	19,847	793
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,363	214	4,953	198
取立未済手形	119	4	99	3
信用保証協会等による保証付	4,888	195	5,752	230
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,444	737	29,254	1,170
上記以外	135,649	5,425	138,144	5,525
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,277	2,251	56,280	2,251
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,585	743	18,585	743
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,806	192	4,555	182
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	55,980	2,239	58,722	2,348
②証券化エクスポージャー	425	17	865	34
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	425	17	865	34
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	97,240	3,889	82,145	3,285
ルック・スルー方式	97,240	3,889	82,145	3,285
マデント方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	341	13	1,968	78
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	42,947	1,717	43,956	1,758
BI	28,631		29,304	
BIC	3,435		3,516	
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	1,386,678	55,467	1,409,594	56,383

(注) 1.所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5.当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6.連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4％

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポ ージャー区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデ リバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		延滞エクスポージャー	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内		3,093,581	3,308,806	1,472,369	1,530,926	688,143	728,816	12,465	35,866	920,602	1,013,197	45,438	29,600
国外		132,634	147,988	377	2,289	81,435	95,078	—	—	50,822	50,620	—	—
地域別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	45,438	29,600
製造業		302,491	223,510	217,278	137,560	72,105	70,032	0	1	13,107	15,915	11,757	3,857
農業、林業		2,095	1,637	2,095	1,637	—	—	—	—	—	—	181	152
漁業		1,270	1,192	1,270	1,192	—	—	—	—	—	—	26	43
鉱業、採石業、砂利採取業		1,360	1,072	359	71	1,000	1,000	—	—	—	—	39	—
建設業		114,330	94,305	103,365	83,339	10,914	10,915	—	—	50	50	4,151	1,377
電気・ガス・熱供給・水道業		48,195	43,736	27,469	24,109	20,722	19,623	—	—	3	3	311	236
情報通信業		7,152	6,213	3,195	2,951	3,202	3,102	—	—	753	159	91	41
運輸業、郵便業		73,626	37,381	29,848	10,846	43,657	26,414	—	—	120	120	572	370
卸売業、小売業		117,281	94,734	107,887	85,781	9,009	8,859	—	4	384	88	5,144	3,316
金融業、保険業		1,039,249	1,146,555	16,183	16,162	113,033	104,603	12,427	35,859	897,605	989,929	2	—
不動産業		294,021	285,581	271,727	268,706	17,551	16,840	38	—	4,703	33	8,496	7,567
物品賃貸業		8,214	8,516	8,213	8,516	—	—	—	—	1	—	9	3
学術研究、専門・技術サービス業		10,111	6,330	10,111	6,330	—	—	—	—	—	—	24	19
宿泊業		2,623	2,014	2,623	2,014	—	—	—	—	—	—	182	177
飲食業		12,372	10,395	12,372	10,395	—	—	—	—	—	—	1,043	788
生活関連サービス業、娯楽業		28,167	18,841	28,162	18,836	—	—	—	—	4	4	2,855	1,092
教育、学習支援業		9,817	7,163	9,817	7,163	—	—	—	—	—	—	122	117
医療、福祉		64,292	38,745	63,892	38,345	400	400	—	—	—	—	2,483	972
その他のサービス		32,439	27,522	29,166	25,793	3,103	1,601	—	—	169	126	1,586	1,404
国・地方公共団体等		476,898	537,659	35,175	9,485	441,137	527,453	—	—	585	720	—	—
個人		474,659	502,177	474,659	502,177	—	—	—	—	—	—	6,166	5,883
その他		105,542	361,508	17,867	271,796	33,739	33,046	—	—	53,934	56,665	187	2,179
業種別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	45,438	29,600
1年以下		430,569	446,245	169,079	150,546	30,946	36,810	38	45	230,505	258,843	—	—
1年超 3年以下		362,169	471,098	85,756	122,549	118,086	244,794	16	—	158,310	103,754	—	—
3年超 5年以下		276,086	302,552	107,832	133,545	112,220	101,263	—	—	56,033	67,743	—	—
5年超 7年以下		234,685	199,234	114,730	82,658	92,400	112,227	—	1,846	27,554	2,502	—	—
7年超10年以下		319,338	278,087	148,474	152,910	134,006	66,532	808	576	36,050	58,067	—	—
10年超		1,131,789	1,154,175	804,211	846,472	281,919	262,266	11,602	33,397	34,055	12,038	—	—
期間の定めのないもの		471,575	605,401	42,661	44,532	—	—	—	—	428,914	560,868	—	—
残存期間別合計		3,226,215	3,456,794	1,472,746	1,533,215	769,578	823,894	12,465	35,866	971,424	1,063,817	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。
4. 上記の主なエクスポージャー区分における「その他」は、上記の主なエクスポージャーに分類されないエクスポージャーです。
- 具体的には株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	4,168	3,940	—	4,168	3,940
	2025年度	3,940	2,498	—	3,940	2,498
個別貸倒引当金	2024年度	11,245	11,150	405	10,839	11,150
	2025年度	11,150	12,648	443	10,706	12,648
合計	2024年度	15,413	15,090	405	15,007	15,090
	2025年度	15,090	15,147	443	14,646	15,147

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	11,143	11,059	△84	1,581	11,059	12,641	0	0
国外	101	90	△11	△ 83	90	7	—	—
地域別合計	11,245	11,150	△95	1,498	11,150	12,648	0	0
製造業	2,377	2,122	△254	641	2,122	2,764	—	—
農業、林業	111	59	△51	0	59	59	—	—
漁業	1	1	0	0	1	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	△ 3	3	—	—	—
建設業	618	921	302	1,812	921	2,733	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	32	24	△8	82	24	107	—	—
情報通信業	2	6	4	△ 1	6	5	—	—
運輸業、郵便業	485	49	△436	123	49	172	—	—
卸売業、小売業	1,092	1,745	653	40	1,745	1,785	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1,911	1,744	△166	196	1,744	1,940	—	—
物品賃貸業	0	0	0	0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	62	1	△60	0	1	1	—	—
宿泊業	3	3	0	0	3	2	—	—
飲食業	176	167	△9	27	167	194	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,060	2,051	△8	△ 1,137	2,051	914	—	—
教育、学習支援業	73	55	△18	△ 2	55	52	—	—
医療、福祉	1,024	1,034	10	△ 288	1,034	745	—	—
その他のサービス	941	823	△117	△ 141	823	681	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	227	213	△14	43	213	257	0	0
その他	40	120	80	107	120	228	—	—
合計	11,245	11,150	△95	1,498	11,150	12,648	0	0

(注) 1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.「その他」は、ゴルフ会員権等のその他資産で発生している業種区分に分類することが適当でない引当金です。

二.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	21,083	－	21,083	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	630,528	64,400	630,528	64,400	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	－	9,971	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	150,003	3,000	150,003	300	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	7,991	－	7,991	－	110	1
我が国の政府関係機関向け	41,485	－	41,485	－	2,663	6
地方三公社向け	243	－	238	－	47	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	369,035	157,745	369,035	69,148	95,593	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,109	156,982	6,109	69,110	22,296	30
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	628,723	100,887	614,190	13,817	466,515	74
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	183,362	322,379	173,732	17,454	122,118	64
トランザクター向け	1	262,462	0	5,474	2,160	39
不動産関連向け	588,470	6,297	585,772	6,261	357,649	60
自己居住用不動産等向け	451,502	－	449,516	－	234,035	52
賃貸用不動産向け	129,803	4,108	129,131	4,100	116,953	88
事業用不動産関連向け	2,459	－	2,451	－	2,560	104
その他不動産関連向け	4,705	2,189	4,673	2,160	4,099	60
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	27,661	1,591	27,254	419	36,561	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	6,351	－	6,342	－	5,363	85
取立未済手形	598	－	598	－	119	20
信用保証協会等による保証付	108,589	8,012	107,912	833	4,888	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	18,444	－	18,444	－	18,444	100
合計					1,110,074	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均(%)
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年度					
現金	24,692	—	24,692	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	861,589	60,400	861,589	60,400	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	—	18,377	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	127,465	3,000	126,902	300	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,201	—	3,201	—	100	3
我が国の政府関係機関向け	13,268	—	13,268	—	1,235	9
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	292,687	218,883	292,687	81,202	84,400	23
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,010	218,112	6,010	81,162	25,547	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	645,406	111,773	631,084	14,853	479,581	74
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	202,126	334,876	192,585	17,051	130,298	62
トランザクター向け	0	254,593	0	4,972	1,945	39
不動産関連向け	619,999	5,425	616,657	5,386	386,991	62
自己居住用不動産等向け	459,754	—	457,444	—	238,298	52
賃貸用不動産向け	153,254	3,521	152,282	3,514	142,208	91
事業用不動産関連向け	2,591	—	2,582	—	2,753	107
その他不動産関連向け	4,398	1,904	4,347	1,871	3,731	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	15,276	1,318	15,039	179	19,847	130
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	5,961	—	5,953	—	4,953	83
取立未済手形	498	—	498	—	99	20
信用保証協会等による保証付	106,860	7,759	106,061	803	5,752	5
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	21,585	—	21,585	—	29,254	136
合計					1,142,514	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ.標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	21,083	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	694,928	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9,971	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	150,303	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	6,891	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	14,851	26,634	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	350,644	—	87,535	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,696	—	72,524	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	853	—	80,399	—	—	—	—	—	—	—	—	100,858	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	507	—	39,055	—	—	—	—	—	—	—	4,263	2,581	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	1,210	—	—	—	—	—	—	—	4,263	0	—	—	—
不動産関連向け	—	37	—	79,718	22,071	43,967	371	3,900	1,861	19,377	187	13,575	65,506	835	14,471	2,645
自己居住用不動産等向け	—	37	—	79,703	22,071	34,778	371	—	1,861	19,377	—	—	65,504	—	—	2,645
賃貸用不動産向け	—	—	—	14	—	9,188	—	3,900	—	—	187	13,575	—	835	7,640	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	6,831	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	901	—	—	—	—	—	—	—	—	2,980	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	27	—	568	—	—	—	—	—	—	—	—	1,004	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	598	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	59,863	48,883	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	961,218	78,051	—	552,124	22,071	131,502	371	3,900	1,861	19,377	187	17,839	172,932	835	14,471	2,645

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
2024年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,083
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	694,928
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,971
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150,303
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,991
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41,485
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	238
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	438,184
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,220
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	285,045	-	-	157,526	-	-	-	-	-	-	-	-	628,007
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	135,444	-	-	-	-	9,334	-	-	-	-	-	-	-	-	191,187
トランザクター向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,474
不動産関連向け	164,452	66,938	-	-	13	355	-	86,955	2,104	-	-	2,684	-	-	-	592,033
自己居住用不動産等向け	164,119	59,044	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	449,516
賃貸用不動産向け	-	7,893	-	-	-	355	-	86,955	-	-	-	2,684	-	-	-	133,232
事業用不動産関連向け	332	-	-	-	13	-	-	-	2,104	-	-	-	-	-	-	2,451
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,833
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,575	-	-	-	-	22,209	-	-	-	27,674
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,742	-	-	-	-	-	-	-	-	6,342
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	598
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108,746
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,444	-	-	18,444
合計	164,452	202,382	-	285,045	13	355	173,183	86,955	2,104	-	-	24,893	18,444	-	-	2,937,223

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
2025年度																
現金	24,692	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	921,989	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,377	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	127,202	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	2,201	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	911	12,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	277,606	-	96,191	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	6,042	-	81,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,323	771	-	79,718	-	-	-	-	-	-	-	-	95,370	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1,342	-	48,177	-	-	-	-	-	-	-	3,804	3,984	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	1,168	-	-	-	-	-	-	-	3,804	-	-	-	-
不動産関連向け	-	39	-	84,733	22,076	43,045	369	3,667	1,829	18,585	90	13,706	63,544	809	13,112	2,529
自己居住用不動産等向け	-	39	-	84,721	22,076	34,000	369	-	1,829	18,585	-	-	63,539	-	-	2,529
賃貸用不動産向け	-	-	-	11	-	9,044	-	3,667	-	-	90	13,706	-	809	6,897	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	6,214	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	6	-	824	-	-	-	-	-	-	-	-	1,577	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	24	-	570	-	-	-	-	-	-	-	-	1,045	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	49,342	57,522	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,148,041	73,064	-	492,129	22,076	139,236	369	3,667	1,829	18,585	90	17,510	165,522	809	13,112	2,529

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	2025年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,692	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	921,989	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,377	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	127,202	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,201	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,268	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	80	-	-	-	373,889	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87,172	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	340,727	-	-	126,026	-	-	-	-	-	-	-	-	645,937	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	143,390	-	-	-	-	8,939	-	-	-	-	-	-	-	-	209,637	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,972	
不動産関連向け	165,613	70,882	-	-	34	338	-	110,777	2,345	-	-	3,911	-	-	-	622,043	
自己居住用不動産等向け	165,410	64,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457,444	
賃貸用不動産向け	-	6,542	-	-	-	338	-	110,777	-	-	-	3,911	-	-	-	155,797	
事業用不動産関連向け	202	-	-	-	34	-	-	-	2,345	-	-	-	-	-	-	2,582	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,219	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	645	-	-	-	-	12,164	-	-	-	15,219	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	4,312	-	-	-	-	-	-	-	-	5,953	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	498	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,865	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,585	-	-	21,585	
合計	165,613	214,272	-	340,727	34	338	139,933	110,777	2,345	-	-	16,156	21,585	-	-	3,110,362	

ヘ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

2024年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,617,012	249,113	90.082	1,750,198
40%～70%	386,658	255,284	10.982	392,754
75%	202,842	48,295	21.302	202,890
80%	－	－	－	－
85%	286,988	47,406	16.075	285,399
90%～100%	169,259	60,225	16.397	173,580
105%～130%	86,444	2,907	100.000	89,060
150%	24,896	1,081	33.771	24,895
250%	18,444	－	－	18,444
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	2,792,548	664,314	42.675	2,937,223

(単位：百万円、%)

2025年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,739,399	305,630	92.086	1,879,574
40%～70%	378,397	247,886	10.920	383,777
75%	214,166	67,418	17.681	214,800
80%	－	－	－	－
85%	343,273	63,467	14.472	341,034
90%～100%	134,832	55,690	15.707	140,309
105%～130%	111,119	2,462	100.000	113,122
150%	16,222	880	22.343	16,157
250%	21,585	－	－	21,585
400%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	2,958,995	743,436	45.871	3,110,362

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		117,135	171,205	165,624	164,617	—	—

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

ロ. 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区分	2024年度		2025年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	22,800	22,800	28,105	28,105
非上場株式等	15,561	—	15,569	—
合計	38,361	22,800	43,674	28,105

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
売却益	1,180	4,949
売却損	107	25
償却	121	0

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	1,289	3,463

二. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体と同じ数値のため同開示項目をご参照ください。

(9) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがって、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。